

4. 事業の経過

年 月	内 容
昭和 46 年 12 月	九十九里地域水道企業団設立
昭和 47 年 3 月	九十九里地域水道用水供給事業経営認可
昭和 47 年 4 月	創設事業工事着手
昭和 52 年 4 月	最大取水量 0.391 m ³ /s の暫定水利権取得
昭和 52 年 7 月	八匠水道企業団及び山武郡市広域水道企業団に給水開始
昭和 55 年 3 月	奈良俣ダム建設事業において 0.135 m ³ /s の水源を確保
昭和 55 年 4 月	最大取水量 0.865 m ³ /s の暫定水利権取得
昭和 55 年 7 月	長生郡市広域市町村圏組合に給水開始
昭和 55 年 10 月	霞ヶ浦開発事業において 0.865 m ³ /s の水源を確保
昭和 56 年 3 月	創設事業完了
昭和 58 年 7 月	最大取水量 0.865 m ³ /s の暫定水利権取得
昭和 59 年 3 月	東部圏域広域的水道整備計画（千葉県が策定）
昭和 59 年 3 月	第 1 次拡張事業の認可
昭和 59 年 4 月	第 1 次拡張事業の工事着手
昭和 60 年 4 月	用水供給料金の改定
昭和 60 年 7 月	霞ヶ浦導水事業において 0.340 m ³ /s の水源を確保
昭和 61 年 7 月	第 1 次拡張事業のうち長柄浄水場系の工事完了
昭和 61 年 8 月	房総導水路建設事業費負担金の支払方法等について告示
昭和 61 年 9 月	最大取水量 1.093 m ³ /s の暫定水利権取得
昭和 63 年 4 月	用水供給料金の改定
平成 元年 4 月	用水供給料金の改定（消費税の導入による）
平成 2 年 3 月	最大取水量 1.093 m ³ /s の暫定水利権取得
平成 3 年 3 月	房総導水路建設事業において、0.800 m ³ /s の水源を確保
平成 3 年 10 月	第 1 次拡張事業の変更認可
平成 3 年 11 月	第 1 次拡張事業変更の工事着手
平成 4 年 3 月	最大取水量 1.233 m ³ /s の水利権取得（安定水利権 0.135 m ³ /s、暫定水利権 1.098 m ³ /s）
平成 6 年 3 月	第 1 次拡張事業変更のうち東金浄水場の工事完了
平成 7 年 3 月	最大取水量 1.340 m ³ /s の水利権取得（安定水利権 0.135 m ³ /s、暫定水利権 1.205 m ³ /s）
平成 7 年 4 月	用水供給料金の改定
平成 7 年 8 月	最大取水量 1.898 m ³ /s の安定水利権取得
平成 9 年 4 月	用水供給料金の改定（消費税率の改定による）
平成 13 年 6 月	最大取水量 1.898 m ³ /s の安定水利権取得
平成 15 年 3 月	第 1 次拡張事業変更の完了
平成 23 年 4 月	用水供給料金の改定
平成 26 年 4 月	用水供給料金の改定（消費税率の改定による）
平成 26 年 12 月	最大取水量 1.898 m ³ /s の安定水利権取得
平成 31 年 4 月	用水供給料金の改定
令和 元年 10 月	用水供給料金の改定（消費税率の改定による）
令和 2 年 12 月	国土交通省の第 5 回事業計画変更により霞ヶ浦導水事業から撤退し、0.340 m ³ /s の水源を減量
令和 6 年 12 月	最大取水量 1.618 m ³ /s に安定水利権変更
令和 8 年 3 月	九十九里地域水道企業団解散